平成２７年（フ）第２０号
秋田県湯沢市西新町11番４号　第六由利コーポ８、旧住所秋田県湯沢市杉沢字戸石崎33番地１
債務者　柿崎　真吾
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第４８４９号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６－918号
債務者　水谷　一郎
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０２号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目９番24号　サン・バリュージュ106号
債務者　上野　順久
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９３号
大阪府東大阪市中小阪５丁目９番22号　メゾンＧＬ305号
債務者　中　　弘美
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２５号
大阪府門真市岸和田２丁目５番９－206号、前住所大阪府門真市江端町22番６号
債務者　髙島　功二
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７２号
大阪市浪速区敷津東３丁目５番１－915号
債務者　あさ木こと　上野山悦子
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４６号
大阪市此花区朝日２丁目18番16号　ハイツ富士屋Ⅱ４Ｂ、前住所大阪市此花区酉島４丁目１番21－716号
債務者　上田　直人
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９７号
大阪市平野区瓜破西３丁目11番17号
債務者　鈴木　吉一
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９０号
大阪市北区本庄西２丁目13番17号　ｙａｎｓｈｉ301号室
債務者　河井　克美（旧姓石倉）
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６３号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番１－403号
債務者　髙木　安代
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３３号
大阪市住之江区粉浜１丁目７番21号
債務者　大熊　　肇
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５５号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番６－305号
債務者　稗田　智子
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３６号
大阪府茨木市星見町17番32号　ハイツみつる402号
債務者　福島　　実
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９５号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目５番30号　永楽荘
債務者　阪井　治信
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９６号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目５番30号　永楽荘
債務者　阪井　常美
１　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８号
函館市陣川町86番地139
債務者　佐藤　　靖
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９４号
函館市日乃出町22番１－408号
債務者　吉田　博康
１　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
函館地方裁判所